

別表 1－1 保健所による監視指導（一般監視）

区分	監視指導 予定回数	対象施設（大規模食品製造施設等を除く。）	
		旧法の規定による食品営業施設※	全ての食品営業施設（ただし、旧法の規定による食品営業施設※は除く。）
S	3 回／年	重要管理施設のうち、過去 1 年間に食品事故を起こし、行政処分を受けた施設、 乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業	重要管理施設のうち、過去 1 年間に食品事故を起こし、行政処分を受けた施設、 乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業
A	2 回／年	過去 1 年間に食中毒等を起こし、行政処分を受けた施設（重要管理施設を除く。）、 飲食店営業 （仕出し屋、弁当屋、給食、旅館のうち大規模調理施設に限る。）、 食肉製品製造業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、魚肉練り製品製造業	過去 1 年間に食中毒等を起こし、行政処分を受けた施設（重要管理施設を除く。）、 飲食店営業 （仕出し屋、弁当屋、給食、旅館のうち大規模調理施設に限る。）、 食肉製品製造業、清涼飲料水製造業、水産製品製造業 （魚肉練り製品を製造する施設に限る。）、 そうざい製造業 （大規模調理施設に限る。）、 複合型そうざい製造業 （大規模調理施設に限る。）、 集団給食施設 （大規模調理施設に限る。）
B	1 回／年	（区分 A 及び C を除く以下の施設） 飲食店営業、菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、集乳業、食肉処理業、食肉販売業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、食品の冷凍又は冷蔵業、氷雪製造業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業、添加物製造業	（区分 A 及び C を除く以下の施設） 飲食店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、集乳業、食肉処理業、食肉販売業、魚介類販売業、魚介類競り売営業、水産製品製造業、冷凍食品製造業、氷雪製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、添加物製造業、密封包装食品製造業、漬物製造業、液卵製造業、食品の小分け業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業、カット野菜・カット果物製造業、集団給食施設
C	1 回／2 年	飲食店営業 （従事者が 3 人以下の飲食店、スナック等簡易な調理行為のみを行う営業、露店による営業、自動車による営業、自動販売機による営業に限るが、生食用食肉取扱施設は除く。）、 喫茶店営業、菓子製造業 （生菓子の製造業を除くが、露店による営業、自動車による営業は含む。）、 アイスクリーム類製造業 （ソフトアイスクリーム類のみの製造業に限る。）、 魚介類販売業 （自動車による営業に限る。）、 氷雪製造業 （自動販売機による営業に限る。）	飲食店営業 （簡易な営業、露店による営業、自動車による営業に限るが、生食用食肉取扱施設は除く。）、 魚介類販売業 （営業許可を要し、自動車による営業に限る。）、 調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業、その他営業許可を要しない施設

※ 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による改正前の食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を受け、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）附則第 2 条の規定により、なお従前の例により営業を行っている食品営業施設

別表 1－2 食鳥処理場に対する監視指導

監視指導 予定回数	大規模食鳥処理場		12 回／年
	認定小規模食鳥処理場	食鳥の生体を取扱う施設	6 回／年
		食鳥の生体を取扱わない施設	2 回／年